

評議員選定委員および評議員選定基準に関わる細則

平成 24 年 9 月 17 日制定

平成 30 年 7 月 27 日改定

平成 31 年 4 月 20 日改定

(目 的)

第 1 条 一般財団法人日本医学物理士認定機構（以下「機構」という）定款第 9 条第 1 項の評議員選定委員ならびに評議員選定基準に関わる事項は、定款による以外は、この細則による。

(評議員選定委員の選定)

第 2 条 評議員選定委員会を構成する 3 名の評議員の選定は、評議員会の決議による。

(次期評議員の選定)

第 3 条 評議員選定委員会は、以下の各号による候補者から、任期満了による次期評議員の選定を行う。

- (1) 定款第 5 条の財産の拠出者である団体が推薦する各 1 名の候補者
- (2) 機構評議員会が推薦する候補者

(評議員の補欠の選定)

第 4 条 評議員が欠けた場合の補欠の選定は、評議員会が行う。

- 2 評議員会は、欠けた評議員が推薦された第 3 条の各号により候補者の推薦を受け  
る。
- 3 評議員から任期満了前に退任願いが提出されたときは、速やかに推薦された第 3 条  
の各号により候補者の推薦を受け、選定しなければならない。
- 4 前項において、退任願いを提出した評議員は補欠が選定されるまでその職に留ま  
り、補欠の選定と同時に退任する。

(評議員の候補者推薦の方法)

第 5 条 第 3 条ならびに第 4 条の候補者の推薦は、(評) 様式－1 の「医学物理士認定機構  
評議員推薦書」により受け付ける。

(改 廃)

第 6 条 この細則の改廃は評議員会の決議による。

(附 則)

第 7 条 この細則は評議員会の決議の日より施行する。